

～京丹後市の学校教育改革構想～

子どもたちの育ちと指導の一貫性をめざして

平成 24 年 11 月

京丹後市教育委員会

～京丹後市の学校教育改革構想～

子どもたちの育ちと指導の一貫性をめざして

《目次》

1	学校教育改革の構想へ	・ ・ ・ ・ 1
	〈はじめに〉	
	〈教育をめぐる国や京都府の動き〉	
	〈出生数の漸減と小規模校化の進行〉	
	〈学校再配置の取り組みと学校教育改革〉	
	〈学力や生活面での課題〉	
2	学校教育改革構想の具体化へ	・ ・ ・ ・ 4
	〈子どもたちの成長と行政の役割〉	
	〈学校教育のあり方〉	
	〈子どもの実態と教育の一貫性〉	
	〈新しい学力育成と教育の一貫性〉	
	〈現行の学校教育システムの再検討へ〉	
	〈小中一貫教育の構想〉	
3	学校教育改革構想の重点	・ ・ ・ ・ 8
	〈学校教育改革構想のテーマ〉	
	〈就学前からの小中一貫教育の展開〉	
	〈小中一貫教育の実践内容〉	
	（1） 就学前から小・中学校で目指す子ども像を共有し、子どもたちの「生きる力」の育成を目指します	
	（2） 教育課程の編成や指導形態などの工夫改善を図り、就学前から義務教育9年間を見通して一貫した指導を大切にします	
	（3） 教育活動の連続性・協働性を高め、子どもたちが互いに学び合う場を確保します	
	（4） 学校、家庭、地域社会が連携した教育環境づくりを進めます	
	〈小中一貫教育の形態〉	
	〈小中一貫教育の全市展開に向けて〉	

子どもたちの育ちと指導の一貫性をめざして

1 学校教育改革の構想へ

〈はじめに〉

京丹後市が誕生して8年が経過しました。この間、京丹後市の学校教育は、急速に変化する社会に柔軟かつ的確に対応し、主体的に生きる力の育成を図り、本市の歩むべき道しるべとして示されている「ひと みず みどり 歴史と文化が織りなす交流のまち」（京丹後市の将来像）の実現に向けて、郷土を愛し、人間性にあふれる心身ともに健全な幼児児童生徒の育成を目指して取り組んできました。

〈教育をめぐる国や京都府の動き〉

この間、国においては平成18年12月、およそ60年ぶりに教育基本法が大きく改正され、続いて平成19年には地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）や、学校教育法、教育職員免許法及び教育公務員特例法が相次いで改正され、教育行政をめぐる環境は大きな変化を遂げています。改正後の教育基本法では教育の目標や理念が具体的に示されたほか、義務教育についてもその目的が明示されました。また学校教育法では、各校種の教育の目的及び目標の見直しや新たな職の設置、学校評価と情報提供に関する規定の整備が行われ、また地教行法では地方教育行政の基本理念や責任体制の明確化、教育行政における地方分権の推進などが規定されました。さらに学習指導要領も改訂され、平成23年度からは小学校、平成24年度からは中学校で実施されています。

京都府教育委員会においても、京都府教育振興プランを指針として、具体的な教育改革が推進されています。

本市教育委員会としては、こうした教育をめぐる国や京都府の動きを十分に踏まえ、新たな時代に的確に対応できる教育環境の創造や教育条件の整備に向けて努力していかねばならないと考えています。

〈出生数の漸減と小規模校化の進行〉

本市では出生数の漸減傾向が続くなか、小中学校在籍児童生徒数の減少とこれにともなう小中学校の小規模校化が続いています。本市の学校は平成24年4月現在で、幼稚園4園、小学校29校、中学校9校となっていますが、このうち、特に小学校では児童数の減少にともない複式学級が発生し、漸増していく傾向にあります。

また、中学校においては、生徒数の減少にともない音楽や体育等の実技を含む教科の実施、部活動の運営などに既に制約の出ている学校もあります。

小規模校においては、教職員が児童生徒に個別に対応しやすい、子どもたちが学年の枠を超えて兄弟姉妹のような人間関係を築きやすい、などの良さがあります。

しかし、一定の規模以下になると、多様な指導形態が組めなくなるほか、学年の男女比に大きな偏りが生じたり、人間関係も固定化したままで6年間、場合によっては9年間を過ごしたりすることになるなど、小規模校化によるさまざまな課題が指摘されています。

小学校においても中学校においても一定規模の児童生徒数・学級数が確保できれば、一般的に、教員配置の面においては専任の教務主任の配置や教員の増員が考えられ、学習指導面でもさまざまなグループを編成した指導など多様な指導形態が可能となるとともに、生活面でもより多角的な人間関係を取り結ぶことができます。

したがって、一定規模の児童生徒数・学級数を確保していくことは、子どもたちにとってよりよい教育環境を生み出すための取り組みであり、同時に将来にわたる本市の子育てや教育のあり方を豊かに考えていく絶好の機会だと考えられます。

〈学校再配置の取り組みと学校教育改革〉

本市では平成19年から学校再配置に取り組み、まず小中学校に在籍する児童生徒の保護者を中心に、学校再配置検討分科会と学校再配置検討委員会を立ち上げ、およそ2年間にわたり学校再配置のあり方を検討してきました。検討過程において、当初から「学校統廃合」と言わず、「学校再配置」という言葉を使用してきたのは、既存の学校や校名にこだわらず、新市としての小学校と中学校の配置のあり方を検討する趣旨からでした。

平成20年11月の答申では、各町域別の小中学校の検討結果を具体的に明示しつつ、「再配置の内容、実施時期等については地域住民、関係機関と十分な協議を行い、小中一貫教育や、中高一貫教育、また学校選択制度にも配慮した真に特色ある学校づくりに努力していただきたい」と結ばれています。

この答申に盛り込まれた本市教育の将来像や特色ある学校づくりへの提言に対し、本市教育委員会では、児童生徒や学校、地域の現状等を整理し調査研究を進めてきました。平成22年12月に本市・本市教育委員会が策定した「京丹後市学校再配置基本計画」(※注1)では、「単なる小中学校の統廃合ではなく、新たな枠組みの中で『まちの宝である子どもたち』を学校と地域と行政が一体となって育成していく、今後の本市における新しい学校づくり、新たな地域づくりのスタートであると考えています」として、学校再配置と連動した学校教育改革の方向性を明記しました。

※注1 「京丹後市学校再配置基本計画」は、各地域での協議や市議会の学校再配置審査等特別委員会での審議を経て、平成22年、「京丹後市学校再配置基本計画実施方針」とともに策定しました。現在、この計画と方針に基づき、学校再配置の取り組みを進めているところです。

この計画には、学校再配置の具体的な計画とともに、小中一貫教育の実現などの本市の将来の学校像を見据えた基本方針や理念を盛り込んでいます。

〈学力や生活面での課題〉

本市の子どもたちの育ちには、家庭をはじめとして学校や地域社会、郷土の豊かな自然と歴史文化に育まれた良さが多様に見られる一方、課題もあると考えられます。

たとえば、全国学力・学習状況調査の結果をみると、小中学生ともに、基礎的・基本的な学力はほぼ全国の平均値にありますが、これらを活用して、課題を解決していく力を付けることには課題があると考えています。同時に実施された児童生徒への質問紙による調査では、テレビやビデオ等を視聴する時間は長時間で夜更かし型の子どもの多く、全国的な水準と比較して学習習慣や学習意欲の形成に弱さが見られるという結果が出ています。

子どもたちに豊かな心を育てるという点でも、いくつかの課題が見られます。全国学力・学習状況調査等の結果からは、本市の児童生徒の自己肯定感や自尊感情が相対的にやや低い傾向にあることがうかがえます。また、豊かな人間関係を自ら築いていこうとする積極性、社会性、主体性、コミュニケーション力に弱さが見られることも学校から報告されています。

なお、生徒指導上の問題では、不登校やいじめは全体としては減少傾向にあるものの、全国的な状況と同様に、規範意識や耐性の育ちの弱さからくる短絡的な問題行動が見られることは大きな課題だと考えています。

このように、学習の基盤となる基本的な生活習慣や学習習慣の確立、確かな学力の育成、豊かな心や規範意識の育みなど、学校や家庭、地域社会がともに考え合い連携して解決すべき課題があると考えられます。

2 学校教育改革構想の具体化へ

〈子どもたちの成長と行政の役割〉

本市の明日を担う子どもたちは、「まちの宝」です。本市の「次世代育成支援対策行動計画」の基本理念にも示されているように、「こどもたちの笑顔があふれるまちづくり」を目指し、この子どもたちの育ちを行政としても家庭や地域と連携しながらしっかりと支え、見守っていかねばなりません。

子どもたちは日々成長を続けています。一人一人かけがえのない存在としてこの世に生を受け、父や母をはじめ家族の愛、地域の人々に見守られながら育ち、やがて自立した成人となっていきます。

この誕生から成人までの成長の過程のなかに、保育所や幼稚園、小学校、中学校や高等学校などが位置づけられ、子どもたちの知性や徳性、体力などを育む一翼を担っています。こうした意味において、これらの子育て施設や教育機関を設置し運営する行政の責任と役割には大きなものがあると考えています。

〈学校教育のあり方〉

本市教育委員会は、家庭や地域とも連携し、中学校卒業時に期待される学力を全ての生徒が確実に身に付けることができるようにしていかなくてはならないと考えています。一人一人の子どもが知性・徳性・体力を高め、「生きる力」を身に付けて中学校卒業を迎えることが重要です。

そのためには、保育所、幼稚園、小中学校（以下「学校等」という。）の教職員と行政関係者が、中学校卒業時にどのような子どもの姿を目指すのかを具体的に明らかにし、就学前から中学校卒業までの教育理念と実践方法を共有する必要があります。また、家庭教育のあり方、地域での子育て支援のあり方など、本市全体として子育てに対してどのようなスタンスでかかわっていくのかが、総合的に検討されなければなりません。

さらに、中学校を卒業した子どもたちの希望進路の実現に向けては、高等学校や高等専門学校、また就職先への円滑な接続を図るため、中学校と高等学校などとの連携にも配慮していくことが大切です。

このように、本市の教育をとりまくさまざまな課題や、これまでの取り組みを振り返るなかで、今後の本市学校教育のあり方を点検・再検討し、抜本的に見直すことが必要であると考えています。

〈子どもの実態と教育の一貫性〉

近年、小学校から中学校へ進学した際、学校生活への不安、学級担任制（小学校）と教科担任制（中学校）の違いなどからくる学習・生活スタイルや人間関係の急激な変化に適応できず、そこでつまづく生徒が出現するという問題が出てきています。これは「中1ギャップ」ともいわれ、中学校で不登校や問題行動が増加する背景のひとつになっていると考えられています。

保育所や幼稚園から小学校への就学にあたって、授業中に歩き回る児童がいたり、私語が絶えず授業が成り立たなかったりするなどの現象が「小1プロブレム」として全国的に問題になっています。

また、小学校高学年で既に思春期の特徴が現れ始めるなど、子どもたちの発達は早まる傾向にあり、このような変化に学校がどう対応していくのかも課題です。

本市の学校では、これまで保幼小連携や小中連携の取り組みを重ねてきています。しかし、中学校でかなりの不登校生徒が見られ、また近年は小学校低学年からの不登校も発生するなど、「中1ギャップ」や「小1プロブレム」等の課題は決して本市も無縁ではありません。

このような子どもの変化や課題に対応するには、保育所・幼稚園、小学校、中学校の間（以下「校種間」という。）の接続を一層改善するとともに、子どもの発達に応じ一貫性のある学校教育を実現する必要があります。

〈新しい学力育成と教育の一貫性〉

「中1ギャップ」等への対応と同時に、変化の激しいこれからの社会で必要とされる力を、子どもたちにしっかりと身に付けさせていくことも必要です。知識や技能の習得はもちろんのこと、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力・学習意欲などの「確かな学力」、豊かな人間関係を築き、自立的に生涯にわたって学び続ける力などが、一層求められているのです。

このような力は、指導に系統性や一貫性がないとなかなか身に付かないといわれています。したがって、このような力を一人一人の子どもに確実に身に付けさせるためには、学校等が、就学前の教育から中学校卒業時までの系統的で一貫した指導を進めることが必要です。

また、子どもの学ぶ意欲を高め成長を支えるためには、学校や家庭とともに、地域が果たす役割がとても大きいと考えられます。郷土の歴史や文化、産業、身近な大人の考え方や生き方から学ぶことは、子どもが将来の夢や希望を思い描き、自己の生き方・あり方を考える基盤となります。学校と地域が連携し、このような学びを保育所や幼稚園の段階から系統的・継続的に積み上げることと同時に、子どもを豊かに育む新たな地域づくりにも配慮していくことが大切です。

〈現行の学校教育システムの再検討へ〉

小中6・3制という義務教育制度は、昭和22年以来60年以上にわたって続いてきました。しかし、社会の変化、子どもの実態の変化、求められる学力の変化等に対応するには、小学校6年間・中学校3年間の子どもの育ちや学校での指導を、「義務教育9年間」という視点で捉えなおしてみる必要があると考えられます。さらに言えば、保育所や幼稚園から中学校卒業に至るまで、本市の学校等が円滑に接続され、子どもの発達に応じ、より連続性・一貫性のある指導が可能となるよう、学校教育のあり方やそのシステムを再検討していくことが重要です。

文部科学省においても、中央教育審議会における調査研究、全国各地における小中一貫校の誕生など地方の動きも踏まえ、9年制の義務教育学校といった新しい構想に基づく学校の制度化や、小中一貫教育の考え方を取り入れた教育方法等が検討されています。平成21年度から順次改訂され実施されている保育所保育指針、幼稚園教育要領、小学校・中学校学習指導要領においても、校種間の積極的な交流とともに、子どもに対する一貫性のある教育を相互に連携し協力し合って推進するという新たな発想や取り組みが一層重視されています。

〈小中一貫教育の構想〉

以上のような検討をもとに、本市教育委員会では、将来を担う「まちの宝」を創出するため、学校再配置の取り組みを契機として新たな教育改革に向けた構想を打ち立て、市民の期待に応えられる学校教育の推進に努めます。

この構想では、「中1ギャップ」等の課題を解決することのみならず、学校再配置によって生まれる新たな教育環境を最大限に生かして、就学前からの統一的で一貫した教育を確立するとともに、家庭や地域での豊かな子育てを実現することを大きなねらいとします。このねらいを達成するため、市域全域で小中一貫教育の推進に取り組めます。

小中一貫教育は、小学校入学から中学校卒業までの義務教育9年間を一体として捉え、統一的で一貫性のあるカリキュラムのもと、小学校と中学校が目標や指導方法を共有しながら緊密に連携・協働して進める教育の方法です。本市では、これに保育所や幼稚園の就学前教育を加えるとともに、家庭教育の充実や新たな地域づくり、さらには中学校を卒業した子どもたちの将来を見据え、就学前からの一貫した教育の実現を目指します。

なお、本市が小中一貫教育を取り入れる視点や意義については、主に次のとおりです。

- 就学前からの一貫した目標と、9年間を一体としてとらえた教育課程により、長期的な視点での指導が可能になる。
- 一人一人に応じた指導の継続、指導方法の一貫性の確保により、児童生徒のつまずきの減少を期待できる。
- 思考力・判断力・表現力など「確かな学力」を身に付けさせる指導を、9年間を通して系統的に計画しやすい。
- 「中1ギャップ」等の解決や、問題行動、不登校の減少を期待できる。
- 教員が学校や校種を超えて連携して授業等に取り組むことにより、指導の工夫改善を一層進めることができる。
- 学校や校種を超えた多様で幅広い集団での活動が可能となり、豊かな人間性や社会性、規範意識、自尊感情等を一層培うことができる。
- 中学校区を単位として、学校、家庭、地域社会が目標や課題を共有し、連携・協力して地域の教育環境づくりを一層進めることができる。

一方、小中一貫教育の実施にあたっては、中学校区内の学校数や教職員体制等の条件を考慮するとともに、諸計画の作成や学校間の打ち合わせ、児童生徒の交流や教職員の研修など、学校運営上で解決していかなければならない諸課題も多いと考えられます。こういった点からも、本市の条件や課題に応じ実効性の高い小中一貫教育を十分に検討するとともに、学校の状況に配慮しながら導入を進める必要があると考えています。（※注2）

※注2 本市教育委員会では、平成23年6月に学識経験者やPTA関係者、保育所・幼稚園・小中学校の校(所・園)長、教頭等による「京丹後市小中一貫教育研究推進協議会」、及び小中学校の校長・教頭・教務主任による「学校教育連携専門部会」を設置し、小中一貫教育のあり方や特色ある実践内容等について検討するとともに、学校運営や教育課程等の具体的・専門的な事項について調査研究を進めてきました。本構想も、その協議・調査研究の成果に基づき策定しています。

3 学校教育改革構想の重点

〈学校教育改革構想のテーマ〉

本市の学校教育改革構想のテーマを、「子どもたちの育ちと指導の一貫性をめざして」とし、全ての中学校区で小中一貫教育に取り組むこととします。それにより、「将来に夢と希望をもって生き生きと学ぶことのできる子ども」の育成を図り、子どもの学びを起点に、全市的に学習の機運を高め、「教育と学びのまち 京丹後」を目指します。

〈就学前からの小中一貫教育の展開〉

学校再配置の取り組みを契機として、小中学校の連携を一層密にし、本市の条件や環境にあった小中一貫教育を推進していきます。

また、幼稚園が未設置の町域にも新たに幼稚園を設置し、市域全体を見据えながら保育所と幼稚園、小学校との関係についてもさらに連携を深めます。

このように、子どもの連続した成長、発達を踏まえ、保育所・幼稚園から小学校、中学校へと一貫した指導が可能となるよう、就学前から義務教育9年間にわたる一貫した子育て支援と教育の実現を目指します。

〈小中一貫教育の実践内容〉

(1) 就学前から小・中学校で目指す子ども像を共有し、子どもたちの「生きる力」の育成を目指します

中学校区を単位として、就学前も含めた共通の目指す子ども像を設定し、その実現に向けて系統的で一貫性のある保育所や幼稚園、小中学校の教育活動を進めます。目標の実現を図るため、各中学校区は教職員による小中一貫教育の推進組織を設置し、各学校等が協働した取り組みを進めます。

なお、中学校区の学校数や学校間の距離、目指す子ども像や教育課題などは同一ではないため、各中学校区が次の(2)(3)及び(4)の項に示す内容から取り組みを絞り込み、中学校区の特色や課題に応じた小中一貫教育を研究し実践へとつなげていきます。

(2) 教育課程の編成や指導形態などの工夫改善を図り、就学前から義務教育9年間を見通して一貫した指導を大切にします

確かな学力等を育成する教育課程の編成と発達段階に応じた指導

現行の教育制度（6・3制）と学習指導要領を基本に据えつつ、子どもの心身の発達や学習の特性等に応じ、就学前から義務教育9年間を見通した指導を大切にします。

そのため、学習内容の発展、子どもの実態や発達段階、先進的な実践成果などの調査研究に基づき、小中一貫の教育課程（学校の指導内容や指導方法等の教育計画）を開発・導入します。具体的には、就学前から中学校卒業までの10年間を4つの指導区分に編成し、それぞれの時期に効果的な指導形態や指導方法を工夫します。（※注3）

0期	1年	（就学前）	幼稚園・保育所
I期	4年	（基礎期）	小学校1年～4年
II期	3年	（充実期）	小学校5年～中学校1年
III期	2年	（発展期）	中学校2・3年

とりわけ小中学校の接続期であるII期を重視し、小中学校の教員が協同で授業の研究を行ったり合同研修を行ったりしながら、授業や指導の工夫改善に努めます。

※注3 教育課程上の区分であり、校舎を分けたりするものではありません。入学式や卒業証書授与式もこれまでと同様に実施します。

9年間を通して地域の良さと誇りを学ぶ学習（仮称「丹後学」）

本市についての理解を深め、郷土への愛着と誇り、地域での生活への意欲を系統的に育むため、「(仮称)丹後学」を開発し、各学校等で創意工夫して実施します。「学びのミュージアム推進プロジェクト構想」（※注4）との関連を図り、保護者や地域の人々の連携と協力・参画により、郷土とそこに生きる人々を通じた探究活動が進められるよう配慮し、自己の生き方・あり方について深く考える力を育みます。

注4 京丹後市のまちづくりの指針である「第1次京丹後市総合計画」には、「6つの基本方針と重点プロジェクト構想」のひとつとして「次代を担う若い力が活躍できる生涯学習都市」が標榜され、「学びのミュージアム推進プロジェクト構想」が示されています。その構想には、次のようにうたわれています。

市域全域を、子どもからお年寄りまでの「学び」のミュージアムと位置づけ、学校・家庭・地域が連携した子育てと生涯学習の環境を築くとともに、地域資源である丹後の歴史文化、ものづくりの伝統や技術などを学んだ上で、京丹後市の魅力を発信していきます。

また京丹後市には、農林漁業や丹後ちりめん、機械金属工業など長年培われた技術や人材など、多彩な学習資源が地域の中に存在しています。このような地域の技術・人材を活かし、小さな時から学べる環境を整えることで、郷土を愛し、将来の京丹後市を担う人材の育成を図ります。

大陸と大和政権の交流の動脈の上にあって独自の経済文化圏を形成していたとされる丹後王国の歴史に学び、未来にわたる交流活力のまちづくりに活かす「丹後学」を推進します。

「(仮称)丹後学」は、この「学びのミュージアム推進プロジェクト構想」とも関連づけて具体化します。

豊かな言葉とコミュニケーションを育む取り組み

子どもたちが、集団の中で豊かに人とかかわる力やコミュニケーションの力を高めるための取り組みを進めます。現在、各学校等で工夫して行われている言語力を育む取り組みや小学校低学年からの外国語活動等について、各中学校区で充実に努めます。

(3) 教育活動の連続性・協働性を高め、子どもたちが互いに学び合う場を確保します

夢と希望を育む幼児児童生徒の交流

保育所・幼稚園の子ども、小学生、中学生が、授業や行事等を通して交流し、互いに学び合うことは、豊かな人間関係を育み、思いやりと自尊感情をもった心を育てます。そのため、各中学校区では、交流授業や合同行事などの学校や校種を超えた幅広い集団での活動を、校区の条件に応じて設定し実施します。

小中学校の教員による乗り入れ授業や一部教科担任制

中学校の学習にスムーズに接続するとともに、専門性をもった教員がそれぞれの指導力を生かし合うため、中学校の教員が小学校で学習を指導するなど、教員が校種を越えて指導に当たる授業（乗り入れ授業）に取り組みます。また、小学校高学年では、一部の教科を担当が交代して担当するなど、中学校の教科担任制のような指導のあり方について工夫します。

なお、これらの実施にあたっては、学校の規模、中学校区の学校数や教職員体制、学校間の距離等を考慮し、実施可能な学校や内容、回数等を各中学校区で検討することとします。

校種を超えた教職員の協働による学校運営

中学校区の各学校等の教職員が交流し、教育活動や学校運営に協働する仕組みづくりに努めます。また、特別支援教育、生徒指導や教育相談などについても、学校間・校種間の連携により、一人一人に応じた支援の継続を大切にします。

(4) 学校、家庭、地域社会が連携した教育環境づくりを進めます

地域で子どもを育てる仕組みづくり

学校等と、家庭・地域は、その役割を適切に分担しながらも、子どもを豊かに育てる教育環境づくりのために連携・協力することが大切です。小中一貫教育を契機に、中学校区を単位として学校、家庭、地域社会が目標や課題を共有し、連携・協力して地域の教育環境づくりを一層進めることができるよう取り組みます。

また、現在、市域全域で実施している「学校支援ボランティア」の取り組みを一層拡充し、市民が学校の教育活動を積極的に支援する仕組みを整えます。この取り組みを基盤として、放課後などにおいても、子どもたちの学習や体験の拡大・充実に向けて全市をあげた体制づくりを進めます。

家庭の教育力を高める取り組み

小中一貫教育を契機として学校等の教育への一層の理解を深める取り組みを検討するとともに、基本的な生活習慣や家庭学習習慣の確立、躓などについての啓発を進めます。

〈小中一貫教育の形態〉

本市の現状を踏まえた小中一貫教育を実現していくためには、前提として、学校間・校種間で密度の高い連携ができる条件や環境を整えることが必要であり、学校再配置の取組とそのあり方が重要となります。

「京丹後市学校再配置基本計画」では、まず中学校の町域ごとの1校化を先行させ、その上で中学校区を中心として小中一貫教育の実現が可能となる小学校の再配置を行うこととしています。

本市では、この環境を生かし、既存校舎を活用した「施設分離型の小中一貫教育」(※注5)を推進することとします。また、今後、学校再配置の状況や「京丹後市学校再配置基本計画」後の状況を適切に評価し、将来的には1中学校区1小学校による小中一貫教育も視野に入れ、より効果的な小中一貫教育のための調査研究を進めます。

※注5 「施設分離型」とは、小学校と中学校の校舎は分かれたまま、小学校と中学校の教職員が積極的に連携して、小中一貫教育の教育課程に基づいた教育活動を進める形態です。これに対し、小学校と中学校を一体化し、同一の校舎や同一の敷地内で教育活動を進める「施設一体型」の小中一貫教育も、全国的には実施されています。

〈小中一貫教育の全市展開に向けて〉

小中一貫教育の導入は、初年度を平成 26 年度とし、小中一貫教育の教育課程や学校体制を整えた中学校区から、順次、小中一貫教育に移行します。

平成 26 年度までは、研究・試行期間と位置づけ、小中一貫教育のモデル校区を指定して先導的な実践研究を進めたり教科等のカリキュラムを開発したりするなど、小中一貫教育を実施する基盤を整えます。

学校再配置前期計画終了後の平成 28 年度には、全ての中学校区で小中一貫教育を実施します。